

世代別計画(案)

子ども世代(乳児期・学齢期)

1. 世代向け施策の概要

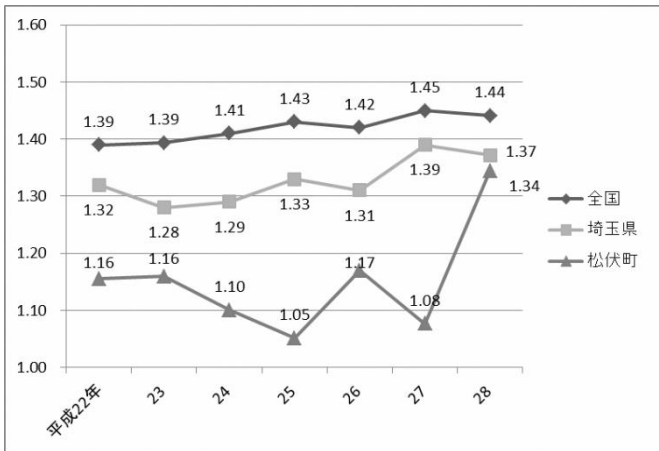
乳幼児期に親子で触れ合うことは子育てにおいて非常に重要であり、乳幼児期の子どもを育てる家庭の笑顔あふれる町をめざします。家庭や地域における子育て機能が低下するなか、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの成長過程に応じた必要な子育て情報や学習機会の提供、相談体制の整備など、各家庭の子育てを支援していく必要があります。また、少子化対策を進めていくためにも子どもを育てやすい環境が求められています。

学齢期の子どもには、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育が必要です。学校・地域の実情に基づいて教育の質のさらなる向上を図るとともに、社会の変化に応じた情報教育、国際理解や環境・エネルギー教育などの新たな教育課題にも取り組んでいく必要があります。

2. 松伏町の対象世代の動向

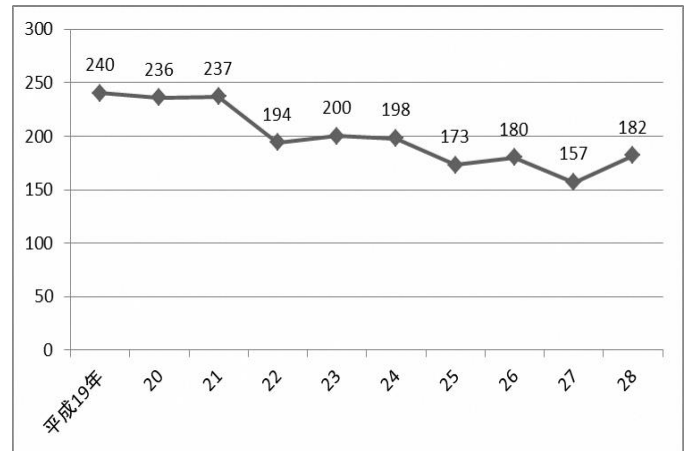
- 本町の合計特殊出生率は、全国、埼玉県を下回っていますが、平成28年に改善の兆しがみられます。
- 出生数は、近年、年間150～200人の間を上下しています。平成28年には若干、持ち直しました。
- 0～14歳の年少人口数は平成17年をピークに減少に転じています。
- 小学生数は、平成22年の2,000人台から平成28年の1,600人台に減少しています。中学生数も1,000人を下回っていますが、減少率は小学生に比べてやや緩やかです。

合計特殊出生率



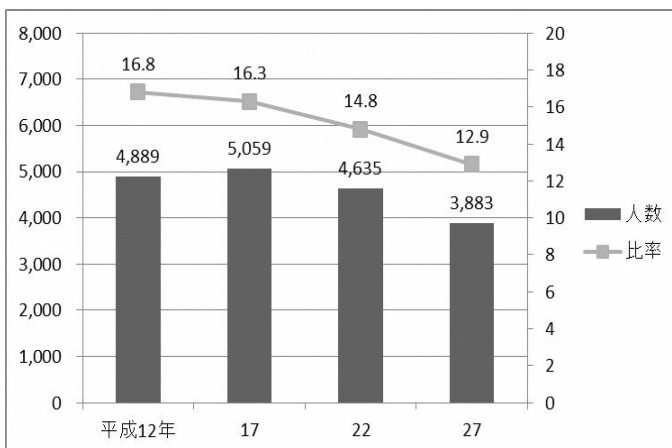
資料：埼玉県 保健医療部

出生数 (人)



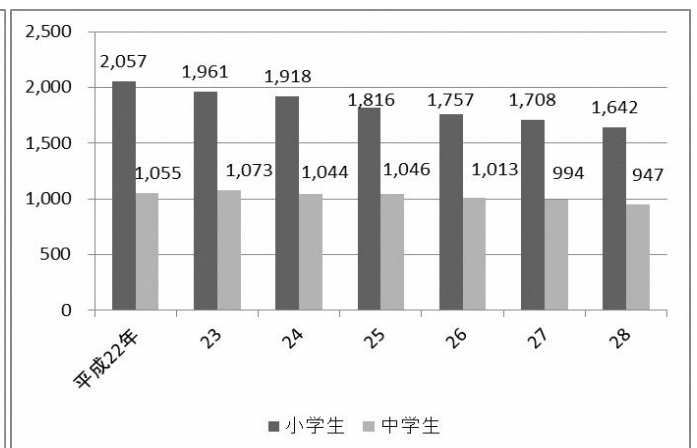
資料：住民基本台帳

年少人口数・割合 (人、%)



資料：国勢調査

小中学生人数 (人)



資料：学校基本調査

3. 対象世代向け基本計画

○未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する市民のニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

「心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成」を掲げ、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視した知・徳・体の調和の取れた「生きる力」をはぐくむ教育を推進します。

- ・育児のためのコミュニティの充実
- ・経済的支援の拡充
- ・仕事と子育ての両立支援の推進
- ・幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充
- ・母子保健・医療の拡充
- ・充実した子育て環境の形成
- ・青少年健全育成の推進
- ・「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ・学習しやすい教育環境の充実
- ・地域・家庭・学校の連携

○健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

幼児期からの望ましい食生活習慣の定着を図るため、栄養士などによる食育を推進し、健康的な生活習慣の確立をめざします。

子どもや障がいのある人、高齢者など、支援を必要とする人への理解を促すとともに、福祉に関する学習機会などを通じて、ノーマライゼーション理念の普及による福祉意識の向上を一層進めます。

- ・健康づくりを行う環境の醸成
- ・人にやさしいまちづくりの推進

○町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

児童・高齢者に対する虐待など、様々な人権問題が未だ根強く残っているため、「松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取組みを総合的に推進します。

幼児期からの教育や学習を進めるため、保育士や教職員への研修を図ります。

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まで心身ともに健やかに暮らすため、生涯スポーツ活動を推進します。

- ・啓発・教育活動の推進
- ・男女平等の意識づくりの推進
- ・スポーツ活動の充実
- ・芸術・文化活動の充実
- ・多様な学習機会の提供

○利便性の高い快適空間のまちづくり

児童生徒が安全に通行できるよう、道路の状況を把握し、歩行者、自転車などの交通安全の確保に努めます。子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の充実、適正な維持管理を進めます。

- ・生活道路の整備
- ・公園・緑地の整備充実

○安全・安心な暮らしのできるまちづくり

交通指導員や交通安全関係団体と連携した交通安全運動により、子どもや高齢者を主な対象とした交通安全教育を推進します。

子どもを犯罪から守るため、「子ども110番の家」の拡大を図ります。

- ・交通安全の推進
- ・防犯体制の充実

成人世代(子育て世代、勤労世代)

1. 世代向け施策の概要

生産年齢（15～64 歳）は、人生において自立・就労・結婚・子育ての時期であり、最も、経済活動が盛んになるとともに、スポーツや芸術・文化などの活動の意欲も高まる時期です。また、コミュニティ活動などの中心となって活躍することが期待されます。

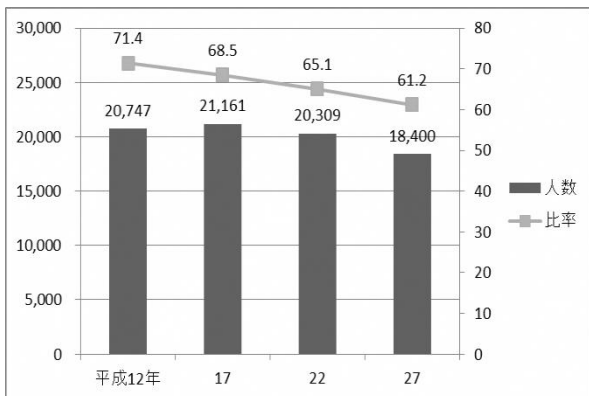
行政は、男女とともに就労機会を確保するために、町の産業・経済を振興する必要があります。その一方で、家族形成や子育てを支援し、豊かな健康で文化的な生活環境を提供することが役割となります。仲間を増やせる場所を提供し、土曜、日曜、休日が有意義に過ごせる町が求められます。

また、経済活動や生活上の様々な危険を回避する保健、防災・防犯・危機管理、セーフティネットとして、人権の保障、保険・福祉・医療制度の提供が求められます。

2. 松伏町の対象世代の動向

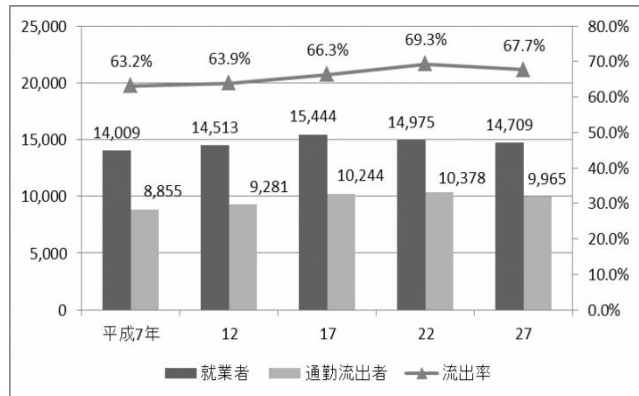
- ・ 15～64歳の生産年齢人口数は平成 17 年をピークに減少に転じています。
- ・ 本町の就業者（本町に住んで町内外で就業してる人）は、平成 17 年をピークに減少に転じていますが、減少はゆるやかです。うち町外に働きに出ている人（通勤流出者）も平成 22 年からやや減少しています。流出率（通勤流出者数／就業者数）は、概ね横ばいです。
- ・ 完全失業率（完全失業者数／労働力人口）は、平成 22 年をピークに改善しています。
- ・ 労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）において、女性の M 字カーブ（結婚・出産期に当たる年代に低下）がみられます。

生産年齢人口（人、％）



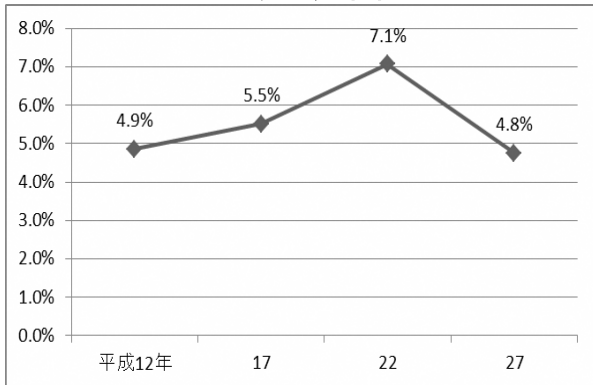
資料：国勢調査

就業者、通勤流出者、流出率（人、％）



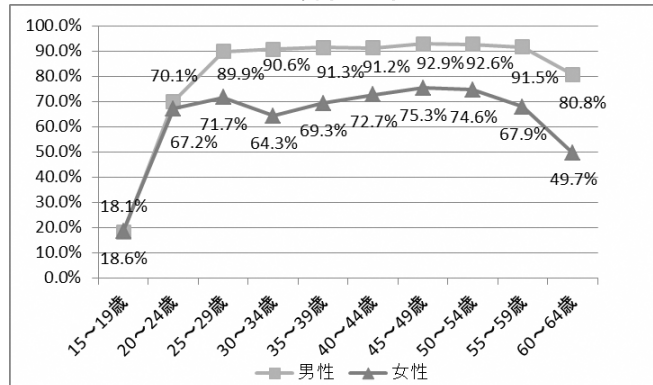
資料：平成 27 年国勢調査

完全失業率



資料：国勢調査

労働力率



資料：平成 27 年国勢調査

3. 対象世代向け基本計画

○未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する町民のニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

いじめや不登校、進路指導、障がいのある児童生徒の就学など、児童生徒や保護者が抱える不安を解消するため、教育相談体制を充実します。

「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成やその体制づくりを図るため、コミュニティ・スクールを推進し、地域でどのような子供を育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子供を育みます。

- ・育児のためのコミュニティの充実
- ・経済的支援の拡充
- ・仕事と子育ての両立支援の推進
- ・幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充
- ・母子保健・医療の拡充
- ・充実した子育て環境の形成
- ・学習しやすい教育環境の充実
- ・地域・家庭・学校の連携

○健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、「自分の健康は自分でつくるもの」を基本とし、それぞれの年代に応じた健康づくりや保健サービスを充実します。

住み慣れた地域において高齢者、障がい者、子どもなどすべての町民が健康で共に支え合いながら共に生きる地域ぐるみの福祉体制の確立をめざします。

障がい者が地域のなかで支えられながら自立して生きることができるよう、社会参加を促進し、福祉サービスを充実させます。社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

- ・スポーツによる健康づくりの推進
- ・地域福祉活動の促進
- ・人にやさしいまちづくりの推進
- ・社会参加の促進と就労支援の推進
- ・国民年金制度の周知

○町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

「松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取組みを総合的に推進します。

地域・家庭・学校・職場といった、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、いきいきと活動できる社会の実現に努めます。

町民と行政が相互理解を深めながら、町民参画の機会や協働でまちづくりを推進する仕組みや場づくりに努めます。

地域の活性化を図るため、自治会加入率の向上に努めるとともに、自治会活動への支援、活動環境の充実に努めます。

- ・啓発・教育活動の推進
- ・男女対等な社会づくりの推進
- ・協働の担い手の育成
- ・コミュニティ意識の啓発
- ・自治会活動の活性化の促進

○活気あふれるにぎわいのまちづくり

新鮮で安全な農産物の提供による地産地消に力を入れるとともに、農業経営が成り立つよう経営改善を支援します。また、工業については、雇用の拡大や税収の確保をめざし、新たな企業誘致に取り組みます。

- ・担い手の確保・育成
- ・農地の保全・有効活用
- ・企業誘致の推進
- ・雇用安定の促進
- ・勤労者支援の推進

高齢世代(高齢期、高齢者世代)

1. 世代向け施策の概要

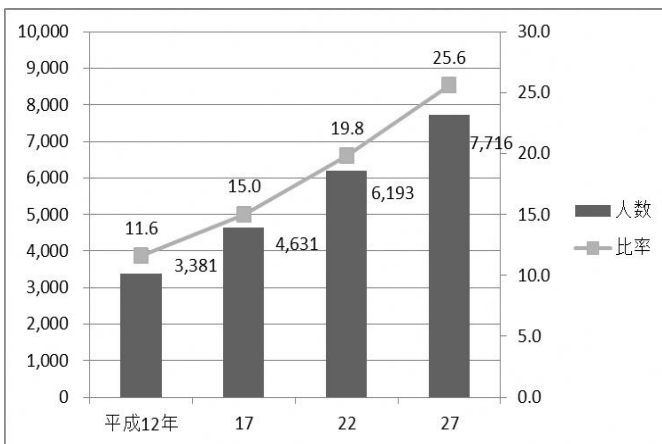
65歳以上の高齢世代は、高齢者人口が増加する中で、就労やコミュニティを支える役割が求められるとともに、スポーツ・芸術・文化活動や、趣味の活動も活発に行う元気な方が増えてきており、行政には、その支援や環境整備が求められます。高齢者が自立できる期間を長くするよう生涯現役の社会づくりが必要です。

一方で、高齢者は、災害時の要援護者や交通弱者として配慮が求められます。また、医療・介護や福祉が必要となる機会も多く、そのために整えられた制度の適切な運用が行政に求められます。

2. 松伏町の対象世代の動向

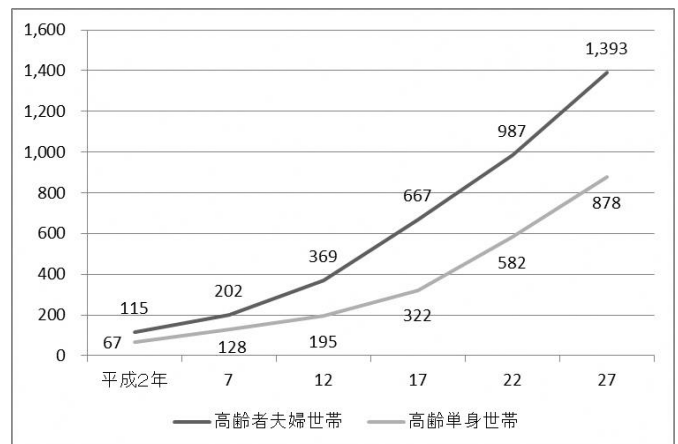
- ・65歳以上の生産年齢人口数は増加し、比率も総人口の1/4を超えるまでになりました。
- ・高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)、高齢者単身世帯の数は、平成2年の10倍以上に増加しました。
- ・65歳以上の就業者数は、平成12年から3倍弱に増加しています。
- ・介護保険制度の要支援、要介護認定者数も年々増加しています。

高齢者人口 (人、%)



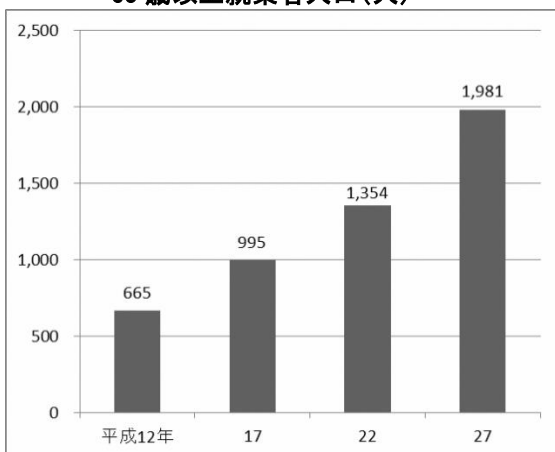
資料：国勢調査

高齢者夫婦世帯・高齢者単身世帯 (世帯)



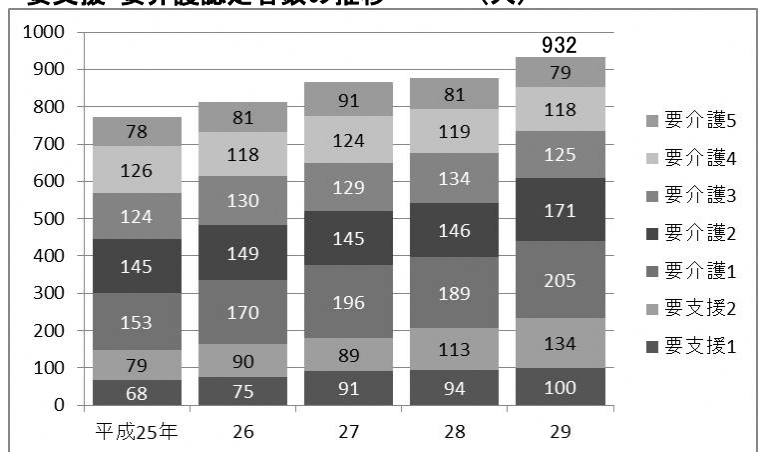
資料：国勢調査

65歳以上就業者人口(人)



資料：国勢調査

要支援・要介護認定者数の推移 (人)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報

3. 対象世代向け基本計画

○健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、「自分の健康は自分でつくるもの」を基本とし、それぞれの年代に応じた健康づくりや保健サービスを充実します。

住み慣れた地域において高齢者、障がい者、子どもなどすべての町民が健康で共に支え合いながら共に生きる地域ぐるみの福祉体制の確立をめざします。

高齢者、障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な要援護者が、日常から安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の確保に努めます。

地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会参加の機会を充実するとともに、支援を必要とする高齢者の生活を支援します。また、介護サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切な介護サービス提供の確保と持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

すべての町民が、健康で文化的な生活が送れるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

- ・健康づくりを行う環境の醸成
- ・人にやさしいまちづくりの推進
- ・要援護者の見守り活動の促進
- ・生きがいづくりの推進
- ・介護予防の推進
- ・生活支援の充実
- ・地域ケア体制の強化
- ・医療保険制度の適正な運営
- ・介護保険事業の適正化

○町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

児童・高齢者に対する虐待など、様々な人権問題が未だ根強く残っているため、「松伏町人権施策推進指針」に基づき、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取組みを総合的に推進します。

子どもから高齢者まで心身ともに健やかに暮らすため、生涯スポーツ活動を推進します。

- ・啓発・教育活動の推進
- ・スポーツ活動の充実

○活気あふれるにぎわいのまちづくり

関係機関と連携し、企業に対し、若年層や高齢者、障がい者などの雇用に関する助成制度の周知を図ります。

- ・雇用安定の促進

○利便性の高い快適空間のまちづくり

町民の日常生活を支えるバス交通を使いやすく安定したものとして維持・確保するとともに、交通空白地域の解消を図ります。

水辺を中心とした散策やレジャー、そしてウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができるよう、水と緑のネットワークを活かした歩行者や自転車が安全で快適に通行できる遊歩道や休憩施設など、町民の健康づくりや憩いの場の提供に努めます。

- ・バス交通の充実と環境整備
- ・水辺空間の利用促進

○安全・安心な暮らしのできるまちづくり

交通指導員や交通安全関係団体と連携した交通安全運動により、子どもや高齢者を主な対象とした交通安全教育を推進します。

地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

消費生活の安定向上をめざし、消費者の意識を啓発するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

- ・交通安全の推進
- ・防災体制の充実
- ・消費者の自立の支援
- ・消費者相談体制の充実